

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210310	有限会社ルート191 觀光(法人番号5250002011627) 代表者石光教子	山口県下関市豊浦町豊洋台一丁目977-3	本社	山口県下関市豊浦町豊洋台一丁目977-3	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和2年11月18日及び令和3年2月19日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施、3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	0	0
20210323	江田島バス株式会社(法人番号9240001027175) 代表者大濱博明	広島県江田島市大柿町飛渡瀬80番地の1	本社	広島県江田島市能美町大字中町4553番地1号	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年10月8日及び同年11月5日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施、11件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)事業用自動車の定期点検整備義務違反(運輸規則第45条)	18	18